

第1章 議 会

○東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会条例

昭和 46 年 9 月 27 日
条 例 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定により、この条例を制定する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の回数は毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。